

大学院健康生活科学研究科（仮称）博士後期課程設置の趣旨等について

目 次

第1 設置の趣旨及び必要性	p. 5
1 福井県立大学の沿革と大学院看護福祉学研究科（修士課程）及び看護福祉学部の果たしてきた役割	p. 5
(1) 福井県立大学の沿革と看護福祉学部・研究科の位置づけ	p. 5
(2) 看護福祉学部及び大学院看護福祉学研究科（修士課程）の果たしてきた役割	p. 6
2 「健康生活科学研究」の意義	p. 7
(1) 福井県立大学の「健康長寿研究」の取り組み	p. 7
(2) 「健康生活科学研究」への発展の必要性	p. 7
3 大学院博士後期課程設置の必要性と求められる人材	p. 8
(1) 看護系と社会福祉系が融合した博士後期課程設置の必要性	p. 8
(2) 養成する人材像と既存学部・修士課程との関連	p. 9
(3) 入学対象者と進路	p. 10
第2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	p. 12
1 大学院健康生活科学研究科と専攻の名称	p. 12
2 学位の名称及び英語名称	p. 12
第3 教育課程の編成の考え方及び特色	p. 13
1 カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）	p. 13
2 教育課程編成の考え方	p. 13
3 教育課程編成上の特色	p. 13
(1) 研究を推進するコースワークとリサーチワークの統合	p. 14
(2) 教育者・リーダー育成を意図した演習と特別研究	p. 14
4 教育課程の概要	p. 14
(1) 共通科目	p. 14
(2) 専門科目（特論と演習）	p. 15
(3) 特別研究科目	p. 15
5 教育方法等	p. 16
(1) 受講上の留意事項の明示	p. 16
(2) 成績評価方法の明示	p. 16
(3) オフィスアワーの設定	p. 16
(4) リサーチ・アシスタント(RA)、ティーチング・アシスタント (TA) 制度の導入	p. 16
(5) デジタル化による教育・研究推進	p. 16
(6) 昼夜開講制と ICT 利用	p. 16

- (7) 学生に対する就学上の支援の充実 p. 16
- (8) 学生の福利・厚生に対する配慮 p. 16

第4 教員組織の編成の考え方及び特色 p. 18

- 1 教員配置の考え方 p. 18
- 2 研究指導教授の決定 p. 18
- 3 適切な年齢構成の説明 p. 18
- 4 教員研究の柱となる領域と「専任教員一覧」の整合性の説明 p. 19
- 5 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、各授業科目、アドミッションポリシーの整合性 p. 19

第5 履修指導、研究指導の方法及び修了要件 p. 22

- 1 研究指導教員の決定 p. 22
- 2 履修計画の指導 p. 22
- 3 研究指導の方法 p. 22
 - (1) 研究指導の体制 p. 22
 - (2) 研究計画に関わる指導 p. 23
 - (3) 倫理的配慮に関わる指導 p. 23
 - (4) 博士論文の作成に関わる指導 p. 24
- 4 博士論文審査の流れ p. 24
 - (1) 研究計画に対する倫理審査 p. 24
 - (2) 論文審査 p. 25
 - (3) 研究科教授会による博士論文審査及び最終試験の可否ならびに学位授与の可否 p. 27
- 5 ディプロマポリシー（学位授与方針） p. 27
- 6 修了要件 p. 27
- 7 学位記の授与 p. 27
- 8 論文要旨等の公表 p. 28

第6 施設、設備等の整備計画 p. 29

- 1 校地の整備 p. 29
- 2 校舎等の整備 p. 29
- 3 図書等の資料及び図書館の整備計画 p. 29

第7 既設学部（修士課程）との関係 p. 31

- 1 本研究科修士課程の特色 p. 31
- 2 本研究科修士課程の教育課程の特徴 p. 31
 - (1) 経済・経営学研究科の授業科目の開講 p. 31
 - (2) 実践能力・研究能力・マネジメント能力の育成 p. 31
- 3 本研究科修士課程と博士後期課程の関係 p. 31

4 研究の柱となる領域（分野）のつながり	p. 32
第8 入学者選抜の概要	p. 33
1 アドミッションポリシー（入学者受入方針）	p. 33
2 入学定員	p. 33
3 出願資格	p. 33
4 入学者選抜	p. 34
5 社会人の受入れ方策の説明	p. 34
第9 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施	p. 35
1 目的	p. 35
2 修業年限	p. 35
3 教育・研究方法	p. 35
(1) 履修方法・授業の実施方法	p. 35
(2) 研究指導の方法	p. 35
(3) 施設設備の利用	p. 35
4 図書館・情報ネットワークの利用確保	p. 36
(1) 図書館	p. 36
(2) 情報ネットワーク	p. 36
5 教員の負担の程度	p. 36
第10 管理運営体制	p. 37
1 目的	p. 37
2 本研究科の組織	p. 37
3 健康生活科学研究科教授会	p. 37
第11 自己点検・評価	p. 38
1 実施体制・実施方法	p. 38
2 結果の活用・公表	p. 38
第12 情報の公表	p. 39
1 情報提供の方法	p. 39
2 情報提供の内容	p. 39
第13 教育内容等の改善のための組織的研修等	p. 41
1 本方針	p. 41
2 具体的な取り組み	p. 41
(1) 期間の定めのある教員の雇用	p. 41

(2) 学生による授業評価	p. 41
3 教員による自己評価	p. 41
4 教員の倫理の保持	p. 42

第1 設置の趣旨及び必要性

1 福井県立大学の沿革と大学院看護福祉学研究科（修士課程）及び看護福祉学部の果たしてきた役割

(1) 福井県立大学の沿革と看護福祉学部・研究科の位置づけ

福井県立大学は、福井県永平寺町に本部を置き、4学部（経済学部、生物資源学部、海洋生物学部、看護福祉学部）、2研究所（地域経済研究所、恐竜学研究所）と3大学院（経済・経営学研究科〔修士・博士〕、生物資源学研究科〔修士・博士〕、看護福祉学研究科〔修士〕）からなる福井県の基幹総合大学である。

福井県立大学は、時代の発展に即応した学術文化の高度化を推進する拠点として、福井県はもとより、わが国の産業と文化の発展に寄与し、人類の永続的福祉の向上に貢献することを使命としてきた。その使命達成のため、真理探究の精神、広い視野と豊かな創造力、高度で専門的な知識・技術を有する有為な人材を養成するとともに、先進的な科学の研究および技術の開発を行い、学術情報を地域社会へ発信してきた。

福井県立大学の沿革としては、1975年に農学科、経営学科、看護学科（3年課程）の異なる分野をもつ総合短期大学としての開学したことに始まる。この福井県立短期大学を前身とし、看護学科が全国の看護系大学・短期大学のなかで14番目に開学した。当時、深刻な社会問題であった看護師不足に加えて、人口構造の高齢化や社会環境の変化に伴う疾病構造の変化により、従来の治療医学から総合保健医療へと進む中、これに対応できる高度な専門的知識と技能を兼ね備えた看護師の育成が要求されるようになっていた。さらに、福井県内の看護師と准看護師の構成比は、全国平均に比して看護師の割合が著しく低かったことから、看護師の質の向上が求められていた。これらの要請に応えるため、地域社会において指導的役割を果たすことのできる看護職の育成を目指して看護学科が開設された。

看護学科は、1982年に2年課程が新設されたことに伴い、第一看護学科（3年課程）、第二看護学科（2年課程）に名称変更された。1984年には本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、福井県の保健医療施策を積極的に推進するために、地域の人々の生活に密着した保健活動を展開しうる保健師の養成を目的として、専攻科地域看護学専攻が設置された。1993年には福井県立大学看護短期大学部に名称変更し福井県立大学に併設され、1994年には福井県立大学福井キャンパス（現永平寺キャンパス）に移転した。

福井県立大学（四年制）は経済学部、生物資源学部の2学部4学科を擁する大学として1992年に開学した。看護短期大学部の四年制化については、全国的に看護系大学または学部の設置が相次ぐなか検討が進み、1999年、保健・医療・福祉の連携の必要性から、看護学科と社会福祉学科からなる「看護福祉学部」が開設された。それに伴い看護短期大学部は2001年に閉学となった。看護福祉学部は、到来した高齢社会に対応するため保健・福祉・医療が連携して支える体制の構築が必要となった時代に、看護と社会福祉の学生が共に学ぶことで、看護の学生は社会福祉の実態や問題を理解し、社会福祉の学生は医学や看護の知識をもち、相互に協力できる人材を育てるといった目的のもと特色ある学部として開設された。

2003年には「看護福祉学研究科看護学専攻・社会福祉学専攻（修士課程）」が設置された。社会福祉系の大学院は北陸初の開設となった。本研究科では、医療・看護学から社会福祉学までの幅広い領域を扱い、必要な専門知識、方法論、論理的思考や生命倫理を指導し、将来の研究者・教育者・高度専門職を担うリーダーとなりうる人材を育成することを目的として、両専攻が共に学べる共通科目が置かれ、それぞれの専門科目も学修できるようカリキュラムを組み特色を打ち出した。

以上述べてきたとおり、看護福祉学部及び看護福祉学研究科（修士課程）は、地域に根ざした教育・研究を実施し、福井県の保健・医療・福祉を支える人材を数多く養成し、地域貢献にも積極的に取り組んできた。

(参考資料：①「公立大学法人福井県立大学定款」、②「福井県立大学学則(案)」、③「福井県立大学院履修規程」、④「公立大学法人福井県立大学組織図(案)」、⑤「公立大学法人福井県立大学職員就業規則」、⑥「公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程(案)」、⑦「公立大学法人福井県立大学教育研究審議会規程」、⑧「公立大学法人福井県立大学教授会規程」)

(2) 看護福祉学部及び大学院看護福祉学研究科(修士課程)の果たしてきた役割

看護福祉学部においては個性豊かで創造的な人間性を育むとともに、看護および社会福祉の専門的知識と技術および倫理観に裏付けられた実践力を持って、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材、さらに社会およびその時々個人のニーズに応じた高度なサービスを普遍的に提供するために、専門職として自己研鑽を積むことができる人材の養成を目指している。看護と社会福祉の2つの学科から成る特徴を生かし、専門分野を超えて互いに協力して知識・技能の習得や創造性の育成にあたっている。具体的には、「保健医療福祉行政論」、「福祉のまちづくり論」などの「共通関連科目」が設定され、広い視野で物事を判断し協調して物事を行える「豊かな人間力」を有した人材の育成に努めている。さらに、福井県立病院をはじめとする総合病院、訪問看護ステーション、高齢者施設、県や市町の行政機関など密接に関連する現場に出向いて学ぶフィールド学習・実習により、看護専門職、社会福祉専門職としての自覚と人間的成長を促している。これまで、有能な看護専門職、社会福祉専門職をたゆみなく養成し続け多くの卒業生を輩出した。県内外の保健・医療・福祉の現場、行政機関、学校等において看護師、保健師、養護教諭、社会福祉士、精神保健福祉士として活躍し、地域の保健・医療・福祉・教育を担う中核として貢献している。

大学院看護福祉学研究科(修士課程)では、両専攻が共に学べる共通科目の開講、それぞれの専門科目が学修できるカリキュラム構成など、看護学と社会福祉学の両分野がそれぞれに高い専門教育・研究を目指しながら連携し、地域における保健・医療・福祉活動に貢献できる学際的研究を推進している。そして、高い教養と見識に裏付けられた専門知識・技術・研究能力を身につけ、高度な実践活動と豊かな創造力を基盤にして後進の教育・指導ができる看護・社会福祉分野の実践的リーダーとなる人材の育成を目指している。さらに、福井県唯一の経済学部を有する大学という特長を活かし、経済・経営学研究科の授業科目も開講し、学生の見識を広め深める。これは総合大学の強みであり、学生は多様な教員が所属する環境のなかで学修し見識を広め深めることができる。

看護学専攻では、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「母子看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」、「公衆衛生看護学」、「看護マネジメント学」の8領域がある。各領域で、地域住民の健康や疾病、その人らしく生活するための支援方法、看護教育・看護管理・看護実践内容等々について、実験的、疫学的、社会心理学的アプローチなど種々の研究方法を用いて多角的に研究することにより、研究能力を身につけ看護の専門性を高めることを目指している。これまで84人(2004～2021年度)の看護学修士を輩出してきた。一方、社会福祉専攻では、地域福祉、高齢者福祉、介護予防、精神保健福祉、障害者福祉、労働福祉、福祉環境などを切り口に、福祉におけるさまざま課題に対し、ケースワークやグループワークなどの援助技術、社会政策、あるいは社会調査という視点や手法を加えたアプローチにより学術研究を進めている。また、福祉現場での業務経験が豊富な社会人学生に対しては、その経験の蓄積を理論化していく実践的な研究も実施している。これまで61人(2004～2020年度)の社会福祉学修士を輩出してきた。両専攻の修了生は、大学院で培った自らの専門性や能力を活かし、保健医療機関や教育機関等で高度専門職業人や研究者として活躍している。

2 「健康生活科学研究」の意義

(1) 福井県立大学の「健康長寿研究」の取り組み

福井県は、“幸福度日本一”として全国で知られている。福井県の平均寿命(厚労省:完全生命表, 2015)は 男性 81.27 歳(6位)、女性 87.54 歳(5位)、健康寿命(厚労省, 2021)は 男性 73.20 歳(10位)、女性 75.74 歳(19位)であり、全国の中でも上位の「健康で長生き」県である。しかしながら、人口は年々減少の一途をたどり、高齢化率は、30.8%(厚労省, 2020)で全国平均の28.7%(厚労省, 2020)を上回っている。

福井県立大学では、平成 17 年、看護福祉学研究科を中心に全学的に「健康長寿推進機構」を立ち上げ、福井県の地域特性をもとに「健康長寿研究」を推進してきた。その結果の一部は、書籍としても発刊されている(「三代代近居の健康長寿学(晃洋書房, 2019)」。本学は「開かれた大学」として、研究成果を福井県民に向けた情報発信もしている。その一環として、多彩なテーマで公開講座を開講している。看護福祉学部および研究科では、「人々の身体と心の健康づくり」を目指し、「感染予防」、「介護予防」、「介護技術」、「睡眠改善」、「ストレス緩和」、「健康長寿」、「高齢者虐待の防止」、「若年性認知症」等々、多様な保健・医療・福祉のテーマの講義・演習が開講され、県民に多くの学びの場を提供している。また、公開講座の他にも、聴講生制度・科目等履修生制度があり、本学の学生とともに授業を聴講しより深く学ぶことができるようになっている。このようにさまざまな形、メニューで一般社会に貢献している。

(2) 「健康生活科学研究」への発展の必要性

現在、人口減少・超少子高齢社会対策や健康生活格差の是正が求められている。その根底には、様々な健康生活課題が存在する。

健康生活課題の克服において、看護学は、「新生児から高齢者まで人間の発達段階にある全ての人や家族、地域、それぞれ固有の健康問題の理解やその援助、もしくは健康の維持、増進について研究する学問」であり、主に心身の健康面からアプローチを行っている。また、社会福祉学は、「乳幼児、児童、少年、障害者、女性、高齢者、経済的困窮者などに代表される社会的弱者の福祉の増進と権利の擁護、及びそのための援助の方法、技術、また行政政策、福祉を考えた社会的な基盤と構造を考える学問」であり、主に生活上の課題に視点を置いている。一方で、現在社会では、健康と生活上の課題は互いに密に作用し影響し合って複雑化・多様化し、複合化している。

そこで、本大学院の「健康生活科学」研究科博士後期課程では、保健・医療を担う看護学専攻と福祉を担う社会福祉学専攻が融合し、新たに「健康生活科学」という学問領域を立ち上げる。この「健康生活科学」という学問の定義は、「Well-being(ウェルビーイング)の向上を探究する学問」である。ちなみに、Well-being とは「健康と幸福」のことで、心身と社会的な健康を意味する概念であり、満足した生活を送れている状態、幸福な状態、充実した状態などの多面的な幸せを表す。看護学も社会福祉学も「ウェルビーイング」を達成するためには必要不可欠な学問ではあるが、さらに両者を融合させることで、健康から生活までの課題を連続的に捉え課題解決を図ることができる。

健康生活科学の研究対象は、看護学、社会福祉学、健康基礎科学、医学、公衆衛生学などを基盤として、保健・医療・福祉が連携し予防・改善の視点から健康の基礎研究、看護ケア・機器の開発、身体の健康・メンタルヘルスへのアプローチ、エンドオブライフにおける意思決定まで幅広い。さらには、社会福祉行政・

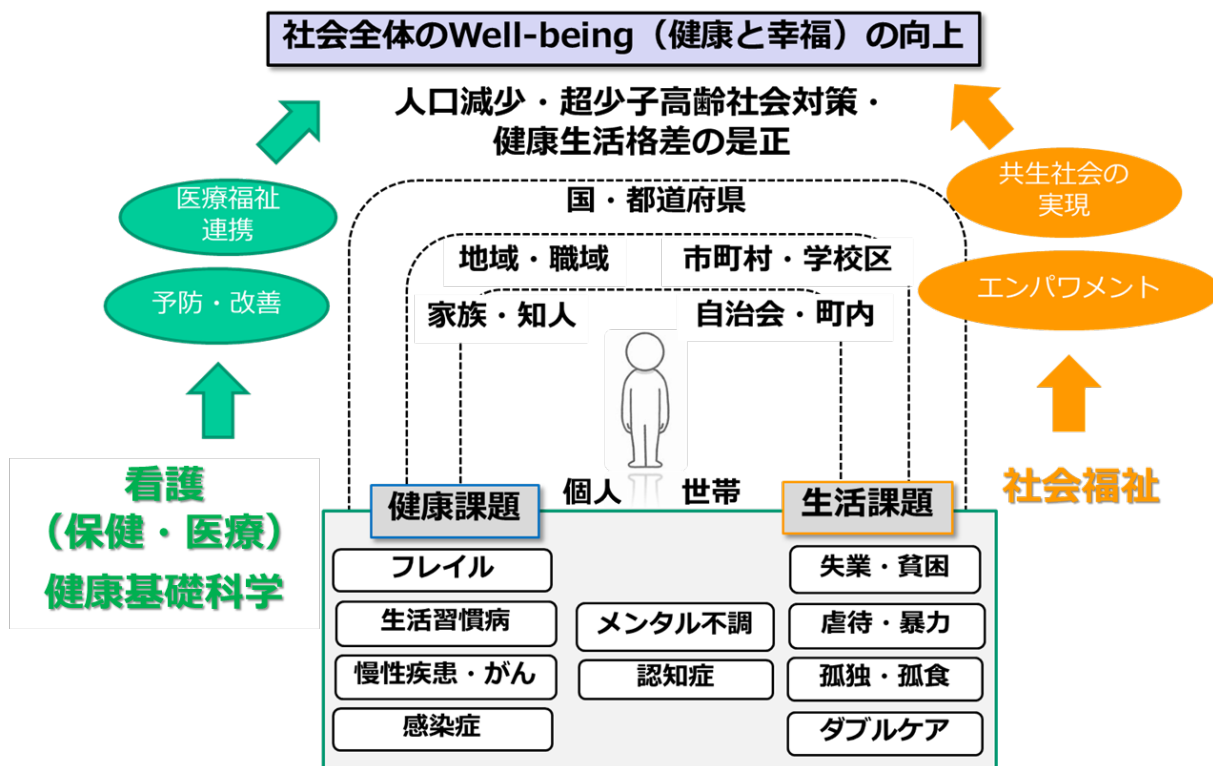
社会福祉政策・援助モデルや地域社会の構築の視点から、個人の持てる能力を最大限に引き出す（エンパワメント）を目指し、共生社会の実現に取り組む研究なども対象である。

具体的には、健康上の課題としてのフレイル、生活習慣病（高血圧、糖尿病）、がん、感染症、メンタルの不調、認知症等の患者の増加、同時に、生活上の課題としての失業・貧困、虐待・暴力、孤独・孤食、ダブルケア等の生活上の課題があげられる（下図参照）。たとえば、認知症を例に挙げると、健康上の問題であることはもとより、介護・ダブルケアなど家族・社会を巻き込んだ生活上の問題でもあり、健康と生活の両面からの視点が必須である。このように、健康と生活上の課題は互いに密に作用し影響し合って複雑化・多様化し、複合化している。この解決のためには、個人・世帯レベルから国・都道府県レベルまでの研究と対策が必要とされている。

従って、本研究科博士後期課程において、養成する人材像の詳細は後に述べる（3-2）養成する人材像と既存学部・修士課程との関連）が、看護学・社会福祉学・健康基礎科学に精通し、福井県およびわが国の地域保健・医療・福祉を牽引する専門職者であり、教育者であり、指導者であり、研究者であり、「Well-being（健康と幸福）に向けた共生社会」を目指す人材である。

（参考資料：別添1「健康生活科学ブックレット」）

○健康と生活上の課題と目標



3 大学院博士後期課程設置の必要性と求められる人材

(1) 看護系と社会福祉系が融合した博士後期課程設置の必要性

わが国の国公立看護系大学数は2021年度295大学であり、10年前の2011年度（200校）と比較すると約1.5倍、看護系大学院数も2021年度修士課程191大学、博士課程108大学（2011年度の修士課程は132

大学、博士課程は61大学)と大幅に増えている。

このような看護教育現場の変化は、近年の医療・看護は高度化・複雑化、看護系研究の高度化・多様化により、優秀な看護職、教育者、研究者の育成が必須の課題であることを示しているが、そもそも大学・大学院を支える教育者・研究者数の慢性的な不足が深刻な課題である。現在、看護系の博士後期課程を有さない県は、福島県、滋賀県、奈良県、佐賀県、長崎県、そして福井県の6県である。本学や福井県近郊の修士課程修了者の中には博士課程に進学を希望している者が多いが、本県は博士課程を有しないため他県の博士課程に進学せざるを得ない。そして、そのことが結果的には、他県への人材流出につながり、福井県内における人材育成の障害ともなっている。

一方、社会福祉士を養成する大学は2020年度273校が存在する。この内、社会福祉士を養成する4年制大学(以下、社会福祉系大学)は196校とされている。この社会福祉系大学において修士課程を設置しているのは68校、博士課程を設置しているのは38校となっている。しかし、看護系と社会福祉系によって研究科博士後期課程からなる大学院は全国でそのうち5校しかなく、看護学と社会福祉学が融合し横断的に学修することのできる領域等を設定しているのは、3校のみである。福井県内の社会福祉系大学は本学のみであり、博士課程を設置している大学は存在しない。また北陸3県(石川県、富山県、福井県)に視野を広げても、社会福祉系大学にて博士課程を設置しているのは1校のみであったが、当該校は2021年度新生より社会福祉士の受験資格取得できないため、博士課程に進学を希望する者は、近畿地方や東海地方の社会福祉系大学が設置する博士課程や通信制の博士課程に進学する傾向がますます拡大すると推測される。

本研究科の設置準備に当たっては、福井県内および隣県の看護学専攻あるいは社会福祉学専攻を有する大学にニーズ調査を行った(n=77名)。回答に協力してもらえた対象者の内訳としては、大学・大学院教員が最も多く(59%)、次いで、病院等保健医療施設勤務者(22%)、修士学生(15%)が続いた。その結果、本研究科(博士後期課程)の設置に当たっては、高い関心度(関心があり34%、少し関心があり34%)と高い必要性(ぜひ必要57%、どちらかという必要35%)を有していることが分かった。さらに、本学の健康生活科学研究科への進学を具体的に希望する者(32名[42%];進学したい10名[13%]、検討したい22名[29%];博士号取得者・博士課程在学者を除く51名中63%)が多数いることも分かった。また、具体的な専門領域に関しては、健康から生活までをシームレスに探究できる「傾向生活探究領域」への進学希望がより高い(72%)ことが分かり、本研究科の特徴である看護学(保健・医療)と社会福祉の融合が高く評価されているものと考えられた。

また、保健・医療をになう福井県看護協会からも大学院博士後期課程の設置に関する要望がある。

以上から、福井県における看護系と社会福祉系を融合した大学院博士後期課程の設置が切望される。

(参考資料:⑨「ニーズ調査の結果」、⑩「要望書の写し」)

(2) 養成する人材像と既存学部・修士課程との関連

本研究科博士後期課程は、高い倫理観と論理的思考力を持ち、Well-beingの向上に寄与する研究を自立(自律)して行える看護(保健・医療)・社会福祉の専門職者を養成する。また、看護学・社会福祉学・健康基礎科学に精通し、高度な専門的知識・技術及び指導力をもつて質の高い教育が行なえる教育者も養成する。さらに、看護(保健・医療)・社会福祉の現場において、課題を見出し、解決していくための研究指導や政策立案ができる指導者でもある。そしてなにより、地域の健康生活課題を把握し、地域のニーズに合った保健・医療・社会福祉施策の進展に向けた研究の取り組みができる研究者である。以上、Well-beingの向上

のために、多くの重要な健康や生活上の課題の解決に貢献することを使命とし、保健・医療・福祉を俯瞰的立場で牽引できる質の高い教育者、研究者、実践者、指導者を育成する。そのために、学部や博士前期課程では、主に領域別に実践的な知識・技術を学修してきたのに対して、博士後期課程では、必要な専門的知識と実践をさらに領域横断的に統合し、研究と教育を行う。その結果、福井県およびわが国の地域保健・医療・福祉を牽引するためのより高度な専門人材を養うことを目的とする。

本学の既設の学部（学士）・博士前期（修士）との関係は、以下の図の通りであるが、他大学からの保健・医療、福祉に関わる様々な専門領域で学んだ多様な学生を広く受け入れる。

○看護福祉学博士後期課程 学位別 階層イメージ

学 位	学部・研究科	学科・専攻	
博士	後期 (3年)	健康生活科学研究科 健康生活科学専攻	
	前期 (2年)	看護福祉学研究科	看護学専攻 社会福祉学専攻
学 士	看護福祉学部	看護学科	社会福祉学科

また、修士課程と博士課程との違いは、既存の修士課程では看護学専攻と社会福祉学専攻が関連し合いながらも、それぞれそれぞれの専門分野を担当する教員が研究指導を行うのに対して、新設の博士課程では両専攻を一体化し、医療、健康、生活、食品、医薬品など領域横断的に扱い、専門科目では両領域の教員によるオムニバス形式を多用している。修士課程では、看護・社会福祉の各分野の実践的リーダー人材の育成を目指すのに対して、博士課程では、看護（保健・医療）と社会福祉の両方の知識、技術を備えた、より高度な専門人材を育成する（下図参照）。

○修士課程と博士後期課程との違い

	修士課程	博士後期課程
専 攻	2専攻（看護学・社会福祉学）	1専攻（健康生活科学）
主 要 科 目	・各専攻の専攻科目（必修） 〔特論、演習、特別研究〕	・医療、健康、生活、食品、医薬品など領域横断の共通科目（必修） ・専門科目では両領域の教員によるオムニバス形式を多用
養成する人材	看護、社会福祉の各分野の実践的リーダー人材	看護（保健・医療）と社会福祉の両方の知識、技術を備えた、より高度な専門人材

(3) 入学対象者と進路

入学対象者としては、保健・医療分野（看護）、社会福祉分野、その他の医療分野（リハビリ・栄養学など）、行政分野の背景を持つ学生を広く受け入れる。修了後の進路及びその見通しとしては、慢性的に不足している看護系や社会福祉系の大学・大学院教員があげられる。実際、福井県看護協会からも博士課程の設

置の強い要望がある（参考資料⑩要望書の写し）。また、看護における管理者（部長クラス）や高い専門的知識を保健・医療・福祉に還元できる行政機関への進路もある。さらに、地域の基幹大学として、研究機関やシンクタンク研究員への進路も想定される（下図）。このように、保健・医療から社会福祉までの素養を有する人材を育成する、本大学院の健康生活科学研究科博士後期課程の果たす社会的役割は大きい。

○大学院博士後期課程 健康生活科学研究科（健康生活科学専攻）〔仮称〕

〔 入 学 者 〕	1 年 2 年 3 年			〔 進 路 〕						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学教員 ・ 看護師 (職域リーダー等) ・ 行政職員 ・ 社会福祉士、 精神保健福祉士 (職域リーダー等) ・ 修士修了生 	<p style="text-align: center;">健康生活科学専攻 計16単位 定員3名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; border: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <p>健康基礎科学領域</p> </td> <td style="width: 33%; border: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <p>◆ 共通科目 健康生活科学特論 4 単位 研究倫理特論</p> </td> <td style="width: 33%; border: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <p>◆ 専門科目 2単位 (必修) 健康科学特論 4単位 (選択) 看護実践開発演習 健康ハイマカー演習</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <p>健康生活探究領域</p> </td> <td style="border: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <p>◆ 専門科目 2単位 (必修) 健康科学特論 4単位 (選択) 保健医療福祉演習 地域包括ケア演習</p> </td> <td style="border: 1px dashed black; vertical-align: top;"> <p>◆ 特別研究科目 6単位 (必修) 健康基礎科学 特別研究</p> </td> </tr> </table>			<p>健康基礎科学領域</p>	<p>◆ 共通科目 健康生活科学特論 4 単位 研究倫理特論</p>	<p>◆ 専門科目 2単位 (必修) 健康科学特論 4単位 (選択) 看護実践開発演習 健康ハイマカー演習</p>	<p>健康生活探究領域</p>	<p>◆ 専門科目 2単位 (必修) 健康科学特論 4単位 (選択) 保健医療福祉演習 地域包括ケア演習</p>	<p>◆ 特別研究科目 6単位 (必修) 健康基礎科学 特別研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・大学院教員 (県内の看護系大学) ・ 看護師 (部長クラス) ・ 行政職員 (保健所、健康福祉 部局／エリアマネジ メント等) ・ 研究機関、シンク タンクの研究員
<p>健康基礎科学領域</p>	<p>◆ 共通科目 健康生活科学特論 4 単位 研究倫理特論</p>	<p>◆ 専門科目 2単位 (必修) 健康科学特論 4単位 (選択) 看護実践開発演習 健康ハイマカー演習</p>								
<p>健康生活探究領域</p>	<p>◆ 専門科目 2単位 (必修) 健康科学特論 4単位 (選択) 保健医療福祉演習 地域包括ケア演習</p>	<p>◆ 特別研究科目 6単位 (必修) 健康基礎科学 特別研究</p>								

第2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1 大学院健康生活科学研究科と専攻の名称

本大学院健康生活科学研究科博士後期課程（博士）(Graduate School of Health and Human Life Sciences) は、看護福祉学部看護学科及び社会福祉学科 (Departments of Nursing and Social Welfare Science, Faculty of Nursing and Social Welfare Sciences) の上に構築される教育課程である。現在、看護福祉学部の上位に位置する看護福祉学研究科博士前期課程（修士）(Graduate School of Nursing and Social Welfare Sciences) は、「看護学専攻」「社会福祉学専攻」の2つの専攻からなる。

修士課程の上位に位置する健康生活科学研究科博士後期課程（博士）は、人々の健康から生活に関わる様々な課題を包括的・俯瞰的にとらえて探究することを目的とする。そのために、従来の看護学専攻と社会福祉学専攻を発展・統合させて、「健康生活科学専攻」(Major in Health and Human Life Sciences) とする。専門領域としては、「健康基礎科学領域」(Basic Health Science)、「健康生活探究領域」(Health and Human Life Sciences) の2つを横断的に配置する。

2 学位の名称及び英語名称

学位の名称は、博士(健康生活科学) (Doctor of Health and Human Life Sciences) とする。

第3 教育課程の編成の考え方及び特色

1 カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

本大学院博士後期課程健康生活科学研究科は、人々の健康と生活に深い関心と学識を有し、自律した研究活動を行える人材を育成する教育課程が求められる。本教育課程では、本研究科のディプロマポリシーを達成するため、以下の5項目を教育課程の編成方針（CP；カリキュラムポリシー）として定め、体系的で適切な教育課程を編成する。

○カリキュラムポリシー

- ① Well-beingの向上に貢献する保健・医療・社会福祉の専門職者に必要な基礎的・倫理的な素養を寛容するために、「健康生活科学特論」「研究倫理特論」を必修の共通科目として設定する。
- ② 健康基礎科学領域あるいは健康生活探求領域の基盤となる理論と知識を学修し、健康生活科学の教育指導が展開できるよう「健康科学特論」「健康福祉学特論」を専門科目として設定する。
- ③ 保健・医療・社会福祉が提供される場における多様な課題を見出し、解決していくための研究方法について演習（ゼミ）形式で追及し、学位論文への取り組みに導くよう（リサーチワークへ繋がるよう）健康基礎科学領域では、「看護実践開発演習」「健康バイオマーカー演習」を、健康生活探求領域では、「保健医療福祉演習」「地域包括ケア演習」を設定する。
- ④ 学位論文の研究に多様な視点で計画的に取り組むために、専門科目と「特別研究科目」を設定する。
- ⑤ 学修成果の評価は、科目毎に成績評価の方法を設定し、シラバスに明示する。

2 教育課程編成の考え方

博士後期課程では、修士課程までに学修する看護学、社会福祉学、その他の医療系・行政系分野の深い学識をもって、新たな健康生活科学に統合・発展できる人材育成を目的とする。健康生活科学の専門領域は、人々の健康・生活上の課題を領域横断的に統合して探究する「健康生活探究領域」と、健康上の諸課題の解決に役立つバイオマーカーや看護実践の開発を目指す「健康基礎科学領域」の2領域とし、教育課程は、健康生活科学研究の基盤的知識を養う「共通科目」、専門領域の特別研究につながる「専門科目」、博士論文を完成させる「特別研究科目」の3つの科目群で構成する。

そのための科目構成区分として、健康生活科学研究の基盤となる「共通科目」を必修科目として設けた。「共通科目」としては、健康生活科学を俯瞰的に理解するための「健康生活科学特論」と研究遂行にあたって順守すべき「研究論理」とを設置する。

さらに、「専門科目」の特論科目と演習科目を体系的に履修するコースワークが、「特別研究科目」のリサーチワークに統合できるカリキュラム編成とした。特に演習科目では、教育者・組織のリーダー育成を意図して、複数の教員・学生との議論の機会を設けた。

3 教育課程編成上の特色

本学大学院修士課程で産出した研究成果は、看護学・社会福祉学という特定領域の研究課題に関するものが多いが、博士後期課程ではこれらの2つの領域を統合し、領域横断的に俯瞰・統合した「生活健康科学」研究に挑戦する。

教育課程編成上の特色である「研究を推進するコースワークとリサーチワークの統合」と「教育者・リーダー育成を意図した演習と特別研究」について述べる。

(1) 研究を推進するコースワークとリサーチワークの統合

学生は入学後、共通科目の「研究倫理特論」を履修し研究者として必要な研究倫理について学ぶとともに、「健康生活科学特論」を履修して健康生活科学に対する見識を深める。この2つの共通科目は研究者として、また、健康生活科学を学ぶ者として、領域共通の基盤となる重要科目として位置づけられている。これらの共通科目の学修内容を活用しながら、専門領域の専門科目の「特論」と「演習」で、研究テーマに関する文献クリティークや討議を通して、実践的有用性と学術性をもつ研究課題と研究方法を明確にする。このように学修課題を複数の科目を通して体系的に履修するコースワークが健康生活科学特別研究のリサーチワークに統合するように教育課程を編成した。

(2) 教育者・リーダー育成を意図した演習と特別研究

将来、自律的に「健康生活科学研究」を推進できる教育者や組織のリーダーとなるためには、論理的思考で課題解決できる能力ならびに人々と連携・協働できる能力が必要である。したがって、博士後期課程では、人々の健康と生活に関わる複雑多岐にわたる課題を俯瞰し、院生の経験的知識と理論的知識の両方を活用しながら、客観的かつ論理的に問題を推論し、柔軟性と創造性を発揮して課題解決策を立案し、発表・討論する場として「演習科目」を位置づける。「演習科目」で中心となるのは、学生の興味・関心のあるテーマに関連する論文の抄読、発表、ディスカッションで、これらを通じて問題の対処・解決の方法について探究する。さらに、関連分野の学内・学外講師（海外を含む）による講演会・セミナーも積極的に開催し、活性化を図る。

「特別研究科目」では、研究遂行過程において、研究課題や研究計画に関する発表、研究の進捗状況の発表会を適宜実施する。具体的には、2年次5月に研究中間計画発表会を実施し、研究の方向性について議論する機会を設ける。さらに、博士論文作成過程において、専門や領域を横断した幅広い学際的視点で人々と討論する機会を設ける。研究においては、ICTの積極的利用、VR・人間工学・食品健康学・行政などの他分野との融合研究を推進する。

以上のように、学生が人々と多くの場で論理的に議論し合うプロセスを経て、将来、教育者・研究者・組織のリーダーとして活躍できることを目指す。

（参考資料：⑪「福井県立大学大学院長期履修規程」、⑫「履修モデル（標準：3年）（案）」、⑬「履修モデル（長期履修：4年）（案）」、⑭「履修モデル（長期：5～6年）」、⑮「博士論文研究指導スケジュール（1～3年の場合）（案）」、⑯「博士論文研究指導スケジュール（1～6年の場合）（案）」）

4 教育課程の概要

教育課程全体は、【共通科目】【専門科目】【特別研究科目】で構成する。

(1) 共通科目

研究者の基盤的知識となる「研究倫理特論」を必修として1年次前期の共通科目に設けた。研究者として誠実で責任ある研究を推進していくために必要な研究倫理として、①研究者として守るべき基本的倫理事項、②臨床倫理、③ゲノム取り扱い・遺伝倫理の3つを中心に学修する。

さらに、「健康生活科学特論」を必修として 1 年次前期の共通科目に設けた。この科目は本研究科の核となる科目で、人々の健康と生活に関わる複雑多岐にわたる課題について、看護学・社会福祉学・医療・公衆衛生学・食品健康学等の視点から多角的に学ぶものである。さらに、健康生活課題を科学的・客観的視野に立って評価し、問題解決のための方策を立案・実行する能力と人々の「Well-being」の向上に貢献できる能力を養うことをねらいとしている。

(2) 専門科目（特論と演習）

博士論文の研究課題と研究方法の明確化は、1 年次前期の「特論」科目および 1 年次前期後期の「演習」科目で主に行う。

「健康生活探究領域」には、健康や社会福祉に関連する複雑多岐な課題について理論的・実践的側面から学び、社会全体の Well-being の向上に向けた総合的なアプローチ方法を習得する「健康福祉学特論」、「健康基礎科学領域」には、人々の心身の健康と向上と新たな充実した生き方の創出に資するため、食品健康学・看護理工学・人間工学を中心とした視点からアプローチする方法について探究する「健康科学特論」の特論を置く。

さらに、「演習」科目を設けて、「特論」で探究した内容の妥当性、研究の実践的有用性と実現可能性、独創性と新規性等について、複数の教員と学生によるピアレビューと討論によって洗練させる。

「健康生活探究領域」には、少子高齢化、ヘルスケアニーズの複雑化・多様化等が進むわが国の現状と課題を明らかにし、保健医療福祉の視点からこれらの課題を解決するための方法について検討する「保健医療福祉演習」と、地域・在宅看護、地域保健、地域福祉に関連する諸理論を統合しながら、わが国が推進している地域包括ケアシステムを構築するための方法について探究する「地域包括ケア演習」を置く。

「健康基礎科学領域」には、エビデンスに基づく看護実践の開発を目指すための研究プロセスを学ぶ「看護実践開発演習」と、健康と密接に関連するフレイル、運動、睡眠、食事、活性酸素などを評価するバイオマーカーについて測定手技・評価法などの実践的アプローチを演習する「健康バイオマーカー演習」を置く。

学生は自己の研究課題に則した「演習」科目を選択する。

(3) 特別研究科目

特別研究科目は共通科目及び専門科目による学修成果を深化・発展させて博士論文を作成するための科目で、健康生活探究特別研究、健康基礎化学特別研究を 6 単位で設定している。「研究計画書の作成・実践」、「副論文の学術雑誌への投稿・掲載」、「博士論文の作成と審査」の 3 つの段階を設け、学生はこれらの課題を順次達成していく。

これらの課題では、次に挙げる能力が確実に身についているかを評価する。①研究倫理に則した研究計画書を立案し実践できる。②博士論文に関する副論文（博士論文の研究課題に関する文献レビューや博士論文完成までの予備的研究の結果等）を査読制度のある学術雑誌に投稿し掲載可となる。③博士論文審査・発表を通して、研究過程・論文作成過程を俯瞰的に自己評価し、健康生活科学の学識者としての責任と役割を果たすことができる。

（参考資料：⑰「大学院健康生活科学研究科博士後期課程時間割（案）」、⑱「教員の学部・博士前期課程・博士後期課程の担当授業の例（案）」）

5 教育方法等

(1) 受講上の留意事項の明示

自律した研究者の育成に必要な事項として、シラバスに受講上の留意事項を明示する。シラバスを含めた学生への情報はすべて大学HPから取得できる体制を作っている。

(2) 成績評価方法の明示

科目毎に成績評価の方法を設定しシラバスに明示する。科目責任者である教員（シラバスの筆頭者）はシラバスに示した基準に基づき評価を行う。

(3) オフィスアワーの設定

オフィスアワーを設定してシラバスに明示し、学生が科目担当教員や研究指導教員と個別に相談ができる体制を整える。

(4) リサーチ・アシスタント(RA)、ティーチング・アシスタント(TA)制度の導入

本学大学院修士課程では、既にリサーチ・アシスタント(RA)、ティーチング・アシスタント(TA)制度を採用し、制度の活用を推奨している。RA、TA制度を活用する博士後期課程の学生は、修士課程の学生と同様に、本学看護福祉学部の授業における教育補佐を経験する機会を有する。さらに、修士課程の授業における教育補助も可能となり、教育者に必要な教育能力を修得する機会を得ることができる。

(参考資料：⑲「福井県立大学大学院リサーチ・アシスタント取扱要領」、⑳「福井県立大学大学院ティーチング・アシスタント取扱要領」)

(5) デジタル化による教育・研究推進

本学では、「DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進委員会」を設置し、全学的にデジタル化を推進している。すでに、全館での高通信容量のWi-Fi環境は整備済みである。看護福祉学部棟内には、デジタル教育・研究の拠点となるユニットを新設し、情報通信機器(ICT)利用教育・シミュレーション教育・VR研究などに広く利用できる環境がある(令和4年3月設置完了)。

(6) 昼夜開講制とICT利用

社会人が働きながら修学できる時間帯の昼夜開講制、学生のニーズに対応し土曜日、日曜日及び祝日にも授業を開講する時間割とする。また、ICTの積極的利用により、学生が遠隔でも修学できるようし、通学時間の節約と健康管理に配慮する。

(7) 学生に対する就学上の支援の充実

仕事を持った社会人学生の入学が多く見込まれ、長期履修制度を利用可能である。

(参考資料：⑪「福井県立大学大学院長期履修規程」)

(8) 学生の福利・厚生に対する配慮

身体・精神保健に関する相談には、研究科が存在する永平寺キャンパスに保健・学生相談センター(保健

管理室及び学生相談室) を設けており、学生の利用が可能である。また、大学周辺にはコンビニエンスストア等があり、利用可能である。ハラスメントに対しては、学内に設置してあるハラスメント委員会や教育講演等を通して、予防する。

(参考資料：⑳「公立大学法人福井県立大学ハラスメントの防止等に関する規程」)

第4 教員組織の編成の考え方及び特色

1 教員配置の考え方

教員組織の編成では、博士の学位取得者を前提とし、「健康生活科学」に関連する専門分野において、質・量ともに優れた教育実績、研究業績、実務実績を有する教員を広く配置する。

本大学院健康生活科学研究科博士後期課程は、健康と生活の両面から人の幸福を包括的に捉えて探究することで、「Well-beingに向けた共生社会」をめざした研究を推進する。この実現のための深い学識を持つ自律した研究者を育成する。ゆえに、必要な能力の習得をめざす各科目には、専門性の高い研究成果を産出し、研究科の教育実績を有する17人の専任教員を配置する。

多数の専任教員は、全国学会の理事・評議員や代議員、査読専任登録者、日本看護協会職能委員等を担っており、本大学院と他大学院や教育研究機関との情報交換、最新の知識情報の入手など、相互に交流できる関係を持っている。加えて、福井県内では、県の審議会委員や県内学会の理事等を担当し、県行政機関等と密な協力関係を有する。したがって、それらの関係機関との協力関係は、研究フィールドの獲得が可能になるにとどまらず、福井県特有の保健医療や福祉上の課題を的確に分析することで、課題解決にむけた研究を推進できる。また、専任教員は、大学での研究・教育歴のみならず、多様な経歴（看護師・保健師・医師、社会福祉職、行政職、製薬企業研究員など）を有する。

専任教員の多くは、全国の福井県以外の教育・研究機関での教育・研究経験も有する。また、海外での修学あるいは研究経験を有する専任教員6人（米国、欧州、アジア）、兼任教員1名（米国）がおり、現在も海外と関係を維持している。これにより、教員の国内外の幅広い人脈を国際的研究の達成にもつなげることができる。

2 研究指導教授の決定

研究指導および科目担当は原則として専任教員を配置しているが、専門共通科目2科目において、食品健康学において優れた教育実績及び研究業績をもつ教員1人を、全学的協力のもとに、専任教員として加えている。また、開講科目のすべてにおいて複数の教員を配置し、担当教員の連携の下でオムニバス方式や共同の授業形態で授業を展開し、各担当教員の専門分野を享受できるようにした。

3 適切な年齢構成の説明

本大学院健康生活科学研究科博士後期課程の教員組織については、17人の専任教員が科目を担当する。職位の構成は、教授が10人、准教授5人、講師1人、助教1人である。

開設時の専任教員の年齢構成については、60歳代が6人、50歳代が5人、40歳代が6人である。専任教員のうち、完成年度までに本学の教員定年規定に依拠する定年である65歳以上となる教員は3人である。これについては、定年雇用延長で対応し、その後任となる教員の補充に当たっては、前任教員が担当していた博士後期課程の専門分野の教育・研究水準を維持向上が可能である後任者を採用する。具体的には、開設時に65歳以上の教員2人は、特命教授（現職採用時60歳未満）として本学の規程（参考資料：②「公立大学法人福井県立大学特命教員設置規程」）に基づき採用し、委嘱期間を1年とした再任の雇用とする。また、完成年度以前に65歳の定年に達する1人は、特任教授（現職採用時60歳以上）として本学の規程（参考資料：③「福井県立大学特任教授設置規程」）に基づき採用し、委嘱期間を1年とした再任の雇用とする。

並行して、今後定年を迎える専任教員の専門分野の教育・研究水準を維持できる教員を学内で早急に育成する。具体的には、博士後期課程在学中あるいは満期退学後に学位論文提出を予定している30歳代から50歳代の教授・准教授が7人おり（看護系3名、社会福祉系4名；令和4年4月時点）、研究指導教員となれるよう研究業績の追加を目指すため、現在の博士前期課程での教育実績を蓄積する。そして、研究業績と教育実績を蓄積したうえで、将来的に博士後期課程の教員組織に配置したいと考えている。早期に博士の学位が取得できるように、学内業務の負担を軽減するなどの支援を行う。これらの若い世代の教員が将来的に大学院教育・研究に加わることで、開設する本大学院健康生活科学研究科博士後期課程の教育・研究水準の維持向上を図るとともに、本大学院全体の活性化と定年退職者の補充を行う。また、現在、欠員で選考中の分野の教員選考においても、博士後期課程の教員として十分な博士号の学位、教育経験と研究業績を兼ね備えている人材を登用する。

4 教員研究の柱となる領域と「専任教員一覧」の整合性の説明

2026年度の完成年度まで、それ以降も研究教育の質を担保し継続するために、教員配置の将来構想について、以下のように計画する。

前述のように、本課程の完成年度である2026年度末までに本学定年規程（65歳）を超える教員は、専任教員17人中3人である。そのうち特命教授規程に基づき委嘱期間を1年として再任の雇用形態を完成年度まで継続し、必要に応じ完成年度以降も委嘱する予定である。完成年度までに定年を向ける1人は完成年度まで定年を延長することで教育・研究水準を担保する。

また、博士の学位を取得予定の教授、准教授が研究業績と教育実績を積み上げた上で、文部科学省AC教育審査を経て、博士後期課程の担当教員として配置したい。

完成年度（2026年度）以降の構想について、2026年度退職者1人の補充対応は、退職者と同等の教育・研究水準の継続ができるように、退職と同時に若手・中堅教員（採用時に50～55歳程度の教員を想定）を補充し、教員組織の年齢構成の適正化を図る予定である。また、必要に応じ65歳以上の定年後も特命教授あるは特任教授として雇用し、教育・研究水準の強化を図る。

本課程の完成年度（2026年度）以降の採用計画は以上の通りである。

5 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、各授業科目、アドミッションポリシーの整合性

ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、各授業科目、アドミッションポリシーの整合性について、対応関係や整合性が明確になるよう下の表に示し。また、学修成果の評価は、筆記試験、口頭試問、レポート提出、出席、授業中での質問に対する回答など、科目ごとに評価の方法は異なると考えられることから、シラバスに評価方法を明示することをカリキュラムポリシーとしてあげた。領域や科目群、科目区分の説明は、「第3 教育課程の編成の考え方及び特色」の「2 教育課程編成の考え方」に明示した。

○ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、各授業科目、アドミッションポリシーの対応

ディプロマポリシー	カリキュラムポリシー	各授業科目	アドミッションポリシー
<p>①保健・医療・社会福祉の専門職者として必要な高い倫理観と論理的思考力をもち、Well-being の向上に寄与する研究を自立(自律)して行える。</p>	<p>①Well-being の向上に貢献する保健・医療・社会福祉の専門職者に必要な基礎的・倫理的な素養を寛容するために、「健康生活科学特論」「研究倫理特論」を必修の共通科目として設定する。</p>	<p>共通科目： 健康生活科学特論 研究倫理特論 （詳細はシラバスに記載。以下同様）</p>	<p>①社会の Well-being を向上し、地域の保健・医療・福祉活動に貢献したい人</p>
<p>②生涯にわたり研鑽に必要な看護学・社会福祉学・健康基礎科学に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる。</p>	<p>②健康基礎科学領域あるいは健康生活探求領域の基盤となる理論と知識を学修し、健康生活科学の教育指導が展開できるよう「健康科学特論」「健康福祉学特論」を専門科目として設定する。</p>	<p>専門科目： [健康基礎科学領域] 健康科学特論 専門科目： [健康生活探求領域] 健康福祉学特論</p>	<p>②実践現場の課題対策に使命感をもち、論理的に探究し研究成果を社会実装に繋げたい人</p>
<p>③保健・医療・社会福祉が提供される場に関する多様な要因を把握して、保健・医療・社会福祉提供システムの改善・改革を目指した研究を指導できる。</p>	<p>③保健・医療・社会福祉が提供される場における多様な課題を見出し、解決していくための研究方法について演習（ゼミ）形式で追及し、学位論文への取り組みに導くよう（リサーチワークへ繋がるよう）健康基礎科学領域では、「看護実践開発演習」「健康バイオマーカー演習」を、健康生活探求領域では、「保健医療</p>	<p>専門科目： [健康基礎科学領域] 看護実践開発演習 健康バイオマーカー演習</p>	
<p>④地域の健康生活課題を把握し、地域のニーズに合った保健・医療・社会福祉施策の進展に向けた研究の取り組みができる。</p>	<p>健康基礎科学領域では、「看護実践開発演習」「健康バイオマーカー演習」を、健康生活探求領域では、「保健医療</p>	<p>専門科目： [健康生活探求領域] 保健医療福祉演習 地域包括ケア演習</p>	

	福祉演習」「地域包括ケア演習」を設定する。		
⑤保健・医療・社会福祉の専門分野における多様かつ複雑な問題の研究的解明とその成果を適用しつつ、属する組織や地域を超えて多職種と連携した研究活動を推進できる。	④学位論文の研究に多様な視点で計画的に取り組むために、専門科目と「特別研究科目」を設定する。 ⑤学修成果の評価は、科目毎に成績評価の方法を設定し、シラバスに明示する。	特別研究科目： 健康基礎科学特別研究 健康生活探求特別研究	③専門的知識と実践力の向上と変革に貢献する独創的な研究に取り組む意欲のある人

第5 履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 研究指導教員の決定

学生は、出願前に研究指導を希望する教授との面談を申し出なければいけない。面談に応じる教授は、自己の専門性と学生の研究課題を照合し、研究指導の可否を決定する。学生は、事前に研究指導を希望する教授と入学後の研究テーマなどを相談し出願するが、入学後に決定・変更することも可能で、学生の希望に応じ柔軟に対応する。

また、学生は研究指導教員と相談のうえ研究指導補助教員（1名以上）との複数指導体制により指導を受けることができる。研究指導教員は学生の希望に応じ、学生の研究テーマ、研究デザイン、研究方法論に適合した指導ができる研究指導補助教員を1名以上、指名する。

研究指導教員及び研究指導補助教員は、「健康生活科学研究科教授会」（以下、「研究科教授会」という。）で決定する。

（参考資料：⑳「教授会構成（案）」、㉑「研究指導体制の構造図（案）」）

2. 履修計画の指導

研究科教授会は、学生に教育課程・履修方法に関する入学時オリエンテーションを実施し、学生が修了認定を受けるために取得すべき「共通科目」必修4単位、「専門科目」必修2単位、「専門科目」選択4単位、「特別研究科目」6単位の合計16単位以上を履修し、かつ必要な研究指導を受けて博士学位論文を作成するように指導する。

研究指導教員は、研究指導補助教員と共同して、学生個々の経験・能力・将来性などを十分に査定し、学生が「共通科目」、「専門科目」、「特別研究科目」を系統的かつ計画的に履修できるように、個別に指導・助言を行う。その際、学生の修了後の進路も考慮する。また、夜間開講の授業を中心に履修することを希望する学生には、計画的に必要な単位を履修し、十分な研究指導を受けられるよう注意を払い必要な助言を行う。

（参考資料：㉒「履修モデル（標準：3年）（案）」、㉓「履修モデル（標準：4年）（案）」、㉔「履修モデル（標準：5～6年）（案）」㉕「博士論文研究指導スケジュール（1～3年の場合）（案）」、㉖「博士論文研究指導スケジュール（1～6年の場合）（案）」、㉗「大学院健康生活科学研究科博士後期課程時間割（案）」）

3. 研究指導の方法

(1) 研究指導の体制

博士論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」と略す。）は、研究指導教員は、研究指導を行うときは、主たる責任者となるとともに、研究指導補助教員が設置される場合は、研究が円滑に進むように研究指導補助教員と共同して支援する。

研究指導教員は、ゼミ形式により「特別研究科目」を展開する。具体的な研究指導計画を作成して学生

と共有し、学生の進捗状況や目標到達度を確認しながら、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの博士論文作成の全過程を直接指導し、計画した履修年限内に終了できるよう責任を持つ。

研究指導教員は、対面、遠隔（電子メールや他の通信媒体 [Zoom, Google classroom, LMS等]）で十分に双方向性に連絡を取り、学生が、授業科目の履修と研究を遂行できるよう支援する。また、論文作成を通して得られる批判力、理論性及び表現力が十分に涵養されるよう必要な助言を行う。なお、必要に応じ、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けて助言が得られるように配慮する。

（参考資料：⑮「博士論文研究指導スケジュール（1～3年の場合）（案）」、⑯「博士論文研究指導スケジュール（1～6年の場合）（案）」）

(2) 研究計画に関わる指導

研究計画の指導にあたっては、学生の関心領域を焦点化して研究課題を明確化し、学生が研究課題に関する国内外の研究論文を精読して研究方法を洗練できるよう支援し、新規かつ独創的な研究計画書が作成できるよう指導する。

研究中間発表会までに論文の緒言から研究方法に至るまでの論述をおおむね終了できるよう、さらに、3年の履修計画を立てている場合は、研究倫理審査を終えデータ収集・分析をすすめるよう支援する。発表会における助言にもとづき学生は必要な修正等を行う。

(3) 倫理的配慮に関わる指導

本研究科は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月文部科学省策定）及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省策定、平成29年2月一部改正、令和4年4月一部改正）」に沿って、学生を含む研究者に対して、定期的に研究倫理教育を実施している。これらの研究倫理教育・研修により、責任ある研究行動をとるために必要な知識及び研究の倫理的感受性を維持・向上させ、不正行為を未然に防止している。修士課程においては「看護研究方法論」「保健・福祉研究方法論」の授業科目において研究倫理について講義を実施し、ガイドラインの内容を理解する機会を設けている。博士課程においても「研究倫理特論」において研究倫理教育を徹底し、研究を行う上で順守すべき基本的研究倫理事項や臨床倫理を教育する。また、研究指導教員は、各学生の研究遂行過程において、各研究段階に生じやすい倫理的問題を示し、問題の未然防止に向けた指導を行う。さらに、研究指導教員は、学生が自己の行動規範を明確にし、それを確立して自律的に行動できるよう、研究者として自らの規律に従い、学生の模範となる行動を示し、教育に当たる。また、研究計画書に記述した事項を遵守し、研究を遂行するよう学生に指導する。

（参考資料：⑳「公立大学法人福井県立大学研究倫理規範」）

① 人を対象とした生命科学・医学系研究に関する倫理指導

学生は、研究計画審査に合格後、研究指導教員の指導を経て本学の倫理委員会による倫理審査を受けて承認を得、学長の許可を得る必要がある。この場合の研究責任者は研究指導教員になる。

学生が人を対象に研究を行う場合、教員は、学生に、研究への協力者の人格や人権を尊重し、福利に配慮する必要性を指導する。研究対象となる人が施設に入院・入所している場合、あるいは、教員・職員・学生等として機関に所属している場合、研究指導教員は、学生が施設責任者の了解を得て、研究計画を作成するよう助言・指導する。

学生は、本学の研究倫理審査規程に従い、研究倫理審査申請書に倫理的妥当性の確保、個人情報保護、インフォームド・コンセントの受領、研究成果の公表等の内容を記載した研究計画書を添えて研究倫理審査を受ける。研究指導教員は研究責任者として、このような学生の研究計画の進捗状況、研究対象者に対する倫理的配慮の理解状況を十分に把握し、それらに応じた指導を行う。

なお、倫理委員会は、研究倫理規程に基づき、学生が倫理的に配慮し研究計画を立案できているか否かを適正に審査する。

(参考資料：⑳「福井県立大学研究等における人権擁護・倫理委員会規程」)

② e-learningの活用による研究倫理に関する自己学修

学生は、「研究倫理特論」の授業科目の履修により研究成果を産出する過程において必要となる倫理的知識・技術・態度を学修する。また、科目履修のみでは行動規範を十分に習得できない場合を想定し、研究指導教員は国際基準を満たす倫理基準を時と場所を選ばず自己学修ができる研究者行動規範教育を提供している研究倫理教育eラーニング（APRIN）講座の利用可能な環境を整えるなど、学生に様々な学修機会を活用することを奨励する。

(4) 博士論文の作成に関わる指導

研究指導教員は、ゼミ形式による「特別研究科目」において、学生が自立して研究を進め博士論文を完成できるよう「博士論文作成指導・審査の手引き」を用いて指導する。

研究指導教員は、博士論文予備審査、博士論文公開発表会及び最終試験にあたっては、予備審査までにデータ収集・分析、結果、考察、結論の論述を終了し、博士論文が作成できるよう指導する。予備審査にあたっては、学生の準備状態を正確に見極めて適切な助言を行い、審査が円滑に進むよう責任を持つ。提出した博士論文の修正を求められた場合は、修正点を学生と確認しながら的確な指導により博士論文を洗練させていき、公開発表会及び最終試験に臨めるよう支援する。研究指導教員は、副論文（査読付き・少なくとも1編は筆頭著者）の指導も行う。博士論文の審査にあたっては、副論文2編が必要である。

(参考資料：㉔「博士論文作成指導・審査の手引き（案）」、㉕「福井県立大学大学院健康生活科学研究科博士学位論文審査細則（案）」)

4. 博士論文審査の流れ

(1) 研究計画に対する倫理審査

本学は、人を対象とする研究を行う場合、本学の研究倫理規程等に定めるところにより、本学倫理委員

会での審査対象とし、以下のような手続きを経る。

①予備調査の前に、研究テーマを絞り込むためにフィールドに入る際であっても、その際のデータを本研究に使用したい場合、あるいは使用する可能性の高い場合には、仮研究テーマのもとに倫理的配慮について審査を受ける。

②予備調査を行う場合に、その調査のフィールドとなる施設から研究倫理審査を求められた場合、研究計画作成途中であっても仮の研究計画書に基づいて審査を受ける。

③上記①及び②と関連して、調査研究のフィールドとなる施設や機関等に倫理審査委員会が設置されている場合は、本学の倫理委員会の倫理審査に併せて、当該施設や機関等の倫理審査を受審することとする。

④研究途中で研究計画に変更が生じた場合、倫理的配慮に変更が無くとも、本学所定の書式(研究計画変更報告書)を用いて報告する。

⑤研究は倫理委員会の承認を得て本学学長の許可を得てから開始するものとする。

(参考資料：⑳「福井県立大学研究等における人権擁護・倫理委員会規程」、㉑「福井県立大学における研究に係る利益相反管理規程」)

また、動物実験、遺伝子組み換え実験、病原微生物実験においては、それぞれの学内規約に基づき、必要な審査を受ける。

(参考資料：㉒「福井県立大学遺伝子組換え実験安全管理規程」、㉓「福井県立大学動物実験取扱規程」、㉔「福井県立大学病原微生物実験委員会規程」)

(2) 論文審査

① 審査委員会の構成

研究科教授会は、福井県立大学大学院健康生活科学研究科博士学位論文審査細則（以下、「細則」という。）に基づき、当該学位論文ごとに審査委員会を設置する。研究指導教員・研究指導補助教員以外の教授3名、研究指導教員1名の4名で構成される。但し、審査委員会の主査は研究指導教員以外の委員が担う。審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。

② 予備審査

審査委員会は、提出された博士論文が学位論文として値するか否かを判定する。予備審査では、学生は博士論文の内容について30分の発表、その後、30分の質疑応答を行う。審査委員は、提出された副論文を確認するとともに、細則別表1（参考資料：㉕「福井県立大学大学院健康生活科学研究科博士学位論文審査細則（案）」）の博士論文審査基準に基づき審査を行い、加筆・修正が必要な場合はその内容を学生に指摘する。学生は指摘された内容に基づき研究指導教員の指導を得て論文を修正し、修正博士論文及び博士論文要旨を審査委員会に提出する。審査委員会は必要時、予備審査を複数回開催して検討し、予備審査の結果について文書で研究科教授会に報告する。

③ 論文公開発表会と最終試験

研究科教授会は、最終試験に先立ち博士論文公開発表会を開催する。発表会は学内・学外を問わず広く公開する。発表会は学生1人につき30分の発表、その後、30分の質疑応答を行う。質疑応答は最終試験の一部となる。審査委員会は発表会に引き続き別室にて最終試験を実施する。最終試験は発表会の質疑応答の状況に加え、博士論文の内容と関連領域及び健康生活科学に関する幅広い知識及び学力について口述または筆記により行う。また、必要に応じ、5項目のディプロマポリシー（DP）に関する到達度を確認する。審査委員会は、最終試験終了後、博士論文審査及び最終試験の結果について、文書で研究科教授会に報告する。

（参考資料：㊹「福井県立大学大学院健康生活科学研究科博士学位論文審査細則（案）」）

○博士論文審査基準

博士論文の審査は、博士論文として学術的価値、実践的な有用性、倫理的な観点及び完成度等から、論文の水準を客観性及び厳密性をもって判定する。審査基準は、以下の「博士論文審査基準」を示し公開する。

博士論文審査基準（参考資料㊹別表1）

(1) 研究題目

- ア 健康生活科学研究として適切かつ重要か
- イ 研究の内容を反映しているか

(2) 論文の意義

- ア 健康生活科学研究として学術的・実践的な意義があるか
- イ 独自性があるか
- ウ 新規性があるか
- エ 先見性があるか
- オ 新たな知見を提示しているか

(3) 論文の内容

- ア 要旨は、研究の概要（目的・方法・結果・考察・結論）が適切に記述されているか
- イ 研究目的は、研究疑問が十分に絞られ明確に記述されているか
- ウ 研究目的を達成するために研究の背景・意義・研究デザイン・方法ならびに研究題目に関連する既存の概念・知識は、国内外の文献検討を通して論理的に導かれているか
- エ 研究方法は、研究デザインに基づき具体的かつ明瞭に詳述されているか（対象・研究方法論・研究手続きなど）
- オ 研究結果は、研究方法に基づき適切に導かれているか
- カ 図・表を正確に作成しているか
- キ 考察は、研究結果と文献の照合等に基づき論理的に解釈され導かれているか
- ク 結論は、研究結果と考察を踏まえて簡潔に論述されているか
- ケ 論旨に一貫性及び論理性があり、かつ明瞭な文章表現となっているか
- コ 適切かつ明瞭な文章表現になっているか

サ 引用文献の表記が適切か

(4) 倫理的配慮

ア 研究対象者の人権を擁護できるものになっているか

イ 著作権法に則り、他者の著作物を利用しているか

ウ 福井県立大学研究等における人権擁護・倫理委員会の承認を得たことが記載されているか

(3) 研究科教授会による博士論文審査及び最終試験の合否ならびに学位授与の可否

審査委員会は博士論文審査及び最終試験の結果報告書を研究科教授会に提出する。博士論文審査及び最終試験の合否ならびに学位授与の可否の議決は、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。合格判定をもつて専攻領域の「特別研究科目」6単位を認定する。(参考資料：③④「福井県立大学学位規程」、③⑤「博士論文審査結果報告書(案)」)

5. ディプロマポリシー (学位授与方針)

大学院健康生活科学研究科健康生活科学専攻(博士後期課程)では、所定の期間在学し、所定の単位を取得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たしたと認められる学生に対し博士(健康生活科学)の学位を授与する。

○ディプロマポリシー

- ①保健・医療・社会福祉の専門職者として必要な高い倫理観と論理的思考力を持ち、Well-beingの向上に寄与する研究を自立(自律)して行える。
- ②生涯にわたり研鑽の必要な看護学・社会福祉学・健康基礎科学に精通し、高度な専門的知識・技術と教育指導力をもつて質の高い教育を展開できる。
- ③保健・医療・社会福祉が提供される場に関する多様な要因を把握して、保健・医療・社会福祉提供システムの改善・改革を目指した研究を指導できる。
- ④地域の健康生活課題を把握し、地域のニーズに合った保健・医療・社会福祉施策の進展に向けた研究の取り組みができる。
- ⑤保健・医療・社会福祉の専門分野における多様かつ複雑な問題の研究的解明とその成果を適用しつつ、属する組織や地域を超えて多職種と連携した研究活動を推進できる。

6. 修了要件

博士後期課程に3年以上在学し、授業科目について所定の単位数を修得して、必要な研究指導を受けた上で、博士論文審査及び最終試験に合格することとする。

7. 学位記の授与

学長は、研究科教授会の判定結果に基づき、博士の学位を授与する。学位の授与は修了証書・学位記を交付して行う。

8. 論文要旨等の公表

審査に合格した博士論文は、本学のホームページにおいて、題名、要旨及び全文を公表の上、本学図書館に配架し、閲覧の用に供するとともに、国立国会図書館や文部科学省に送付する。

(参考資料：⑩「福井県立大学博士論文公表実施要領（案）」)

第6 施設、設備等の整備計画

1 校地の整備

公立大学法人福井県立大学は、経済学部、生物資源学部生物資源学科および看護福祉学部を設置している永平寺町、生物資源学部創造農学科を設置しているあわら市、海洋生物資源学部を設置している小浜市の県内3市内にキャンパスを有している。

大学院健康生活科学研究科（博士後期課程）を設置する永平寺キャンパスの校地面積は199,903.92㎡である。運動場（20,370㎡）、体育館（2,596㎡）、野球場（10,400㎡）、テニスコート6面、休憩スペース等は、同一敷地内にある大学の既存の設備を共有する。

2 校舎等の整備

本研究科（博士課程）の入学定員は3名、収容定員は9名である。専用施設については、平成15年4月の本研究科（修士課程）の開学時に、学生が使用する院生室を整備しており、新たに博士後期課程の学生9名を収容できる院生室を整備する。収容人数分の机や椅子、パソコンを設置し、学内LANシステムやインターネット環境を整える。

上記施設を学部と共有することについては、既に修士課程において一定の実績があることから、博士後期課程の授業科目の教室確保について、特段の支障は生じない。

また、講堂（700人収容）を使用することにより、博士論文発表会の開催に関しても支障は生じない。

3 図書等の資料及び図書館の整備計画

図書館については、福井県立大学の永平寺キャンパスと小浜キャンパスの図書館相互利用システムが完備されており、永平寺キャンパスにある図書館では蔵書約35万冊、学術雑誌3,744種、電子ジャーナル3,928種と、小浜キャンパスにある図書館の蔵書約4万冊、学術雑誌814種、電子ジャーナル11種を合わせて利用することができる。両図書館の蔵書は全てデータ・ベース化されており、電子ジャーナル・データベースに関しては学内のネットワークを通して図書館ホームページから自由に検索・閲覧することができる環境を提供している。本学の図書館に必要な資料がない場合は、相互利用サービスを利用して他の図書館から図書や雑誌のコピーを取り寄せることを可能にしている。

永平寺キャンパスにある図書館の書架は全て開架方式となっており、学生は自由に図書や雑誌、視聴覚資料等を閲覧できる。閲覧席は約228席あり、個人で利用できるキャレルも5室完備している。館内貸出用ノートパソコンも10台用意している。データ・ベースは「医中誌 Web」「CINAHL Plus」

「Cochrane Library」等が利用できる。看護学、社会福祉学および関連領域の電子ジャーナルを検索、閲覧・印刷・保存することが可能であり、教員及び学生が研究していく上でこれらの資料を有効に活用できる環境を整えている。両図書館では、学生の自学自習をサポートするため土曜日の開館とともに、平日は永平寺では 21:30 まで、小浜では 21:00 まで夜間開館を実施し、教員及び 学生が授業前後に図

書の貸出や検索、閲覧・印刷・保存できる配慮をしている。

(参考資料：⑳「図書目録(抜粋)」、㉑「和雑誌名(抜粋)」、㉒「洋雑誌名(抜粋)」、㉓「視聴覚資料(抜粋)」)

第7 既設学部（修士課程）との関係

1 本研究科修士課程の特色

本研究科の特色として、看護学専攻と社会福祉学専攻を両輪とし、保健・医療・看護学から社会福祉学までの幅広い領域の学修ができるボーダレスなカリキュラムを構成している。これにより、看護学と社会福祉学の両分野がそれぞれに高い専門教育・研究を目指しながら連携し、地域における保健・医療・福祉活動に貢献できる学際的研究を推進している。そして、高い教養と見識に裏付けられた専門知識・方法論・技術・研究能力を身につけ、高度な実践活動と豊かな創造力を基盤にして後進の教育・指導ができる看護・社会福祉分野のリーダーとなる人材の育成を目指している。

2 本研究科修士課程の教育課程の特徴

(1) 経済・経営学研究科の授業科目の開講

福井県唯一の経済学部を有する大学という特長を活かし、経済・経営学研究科の授業科目を開講し、学生の見識を広め深める。これは総合大学の強みであり、学生は多様な教員が所属する環境のなかで学修し見識を広め深めることができる。

(2) 実践能力・研究能力・マネジメント能力の育成

看護学専攻は、「基礎看護学」、「成人看護学」、「老年看護学」、「母子看護学」、「精神看護学」、「在宅看護学」、「公衆衛生看護学」、「看護マネジメント学」の8領域がある。看護学専攻共通科目、各領域で専攻科目を開講している。各領域で、地域住民の健康や疾病、その人らしく生活するための支援方法、看護教育・看護管理・看護実践内容等々について、実験的、疫学的、社会心理学的アプローチなど種々の研究方法を用いて多角的に研究することにより、研究能力を身につけ看護の専門性を高めることを目指している。また、看護マネジメント領域では日本看護協会の認定看護管理者審査要件を満たしている。養護教諭一種免許状を有している人は「養護教諭専修免許状」を取得できる。

社会福祉専攻は、北陸で最初に開設された福祉系大学院である。専攻科目を開講しており、地域福祉、高齢者福祉、介護予防、精神保健福祉、障害者福祉、労働福祉、福祉環境などを切り口に、福祉におけるさまざまな課題に対し、ケースワークやグループワークなどの援助技術、社会政策、あるいは社会調査という視点や手法を加えたアプローチにより学術研究を進めている。また、福祉現場での業務経験が豊富な社会人学生に対しては、その経験の蓄積を理論化していく実践的な研究も実施している。

3 本研究科修士課程と博士後期課程の関係

看護福祉学研究科の修士課程には看護学専攻と社会福祉学専攻が設置され、両輪として位置づく。修士課程で獲得した自身が専攻する領域の専門的な深まりだけでなく、他領域の知識等を獲得することにより得た幅広い視点を基盤とする。

博士後期課程はこの修士課程で得た学びを基盤としながら、「健康生活探究領域」と「健康基礎科学領域」の2領域を設置し、さらに専門領域の融合を図った教育カリキュラムを展開する。より高度で、社会的に貢

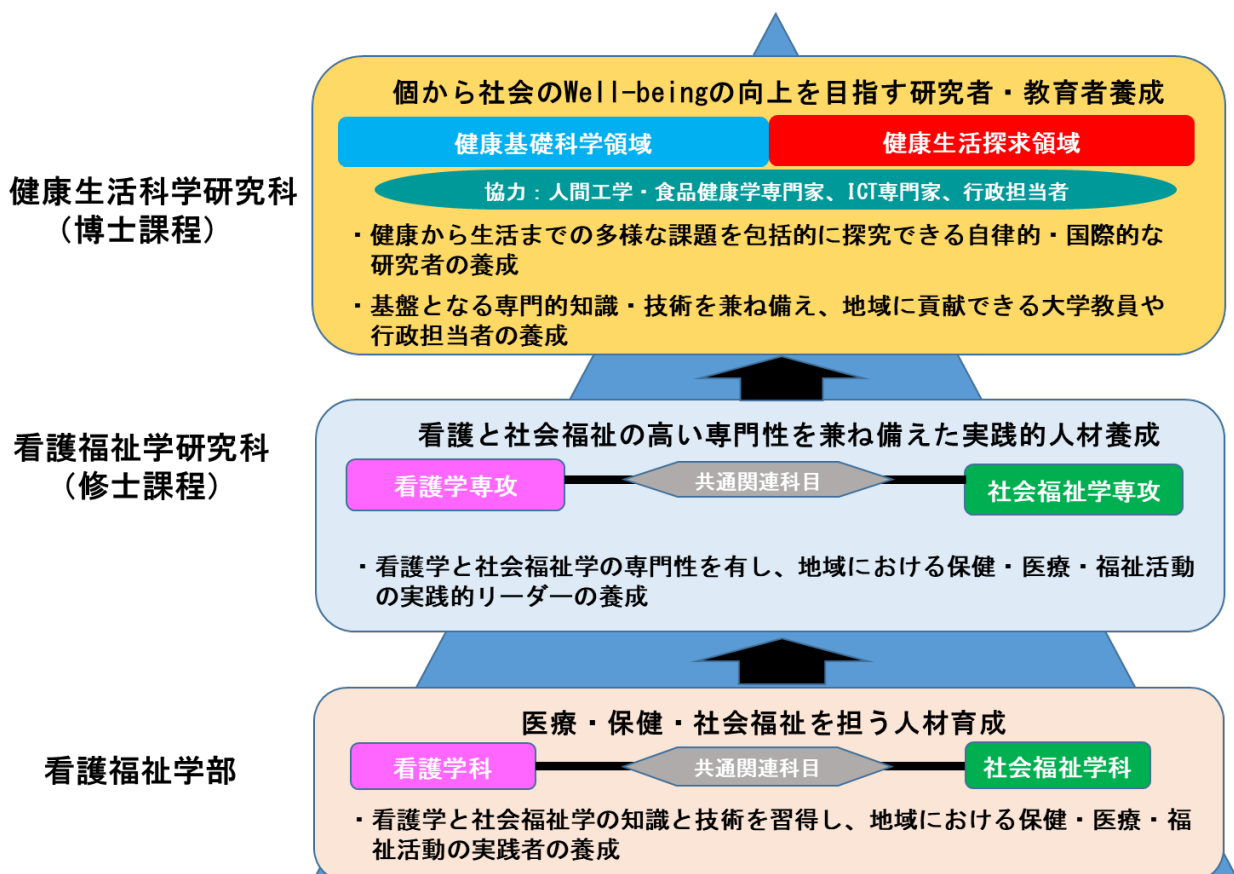
献ができる研究者、教育者の養成を目的とする。また、本課程と、基礎となる看護福祉学部および看護福祉学研究科修士課程は、それぞれの入学者像、教育目的、教育課程、養成する人材像を掲げつつも、相互に有機的に結びつくことで、共通となる教育理念の基盤の上に立ち、全体として統合された教育研究機関として構築されている。

本博士課程の専任教員は、全員が修士課程および看護福祉学部の教員も兼ねている。従って、各専門領域を担当する専任教員は、修士課程および看護福祉学部においても関連する専門科目を担当しているケースが多く、学士課程から修士課程、修士課程から博士後期課程への教育研究体制の一貫性・連携を保つことができる。

4 研究の柱となる領域（分野）のつながり

本課程と基盤となる看護福祉学部および看護福祉学研究科修士課程は、相互に有機的に結びつき、学部から大学院（修士・博士課程）へと至る一貫した人材育成プログラムにより、統合された教育研究機関として構築されている（下図参照）。

○学部から大学院（修士・博士課程）へと至る人材養成プログラム



第8 入学者選抜の概要

理念・目的

健康生活科学研究科（博士後期課程）は健康福祉学専攻からなり、健康生活課題が複雑化・複合化している現代において、社会のヘルスケアニーズに応えるべく健康基礎科学、看護学、社会福祉学、医学、公衆衛生学などを基盤とした幅広い領域を扱う。本領域では、高い教養、見識と倫理観に裏付けられた専門知識・技術・研究能力を身につけ、教育・研究を自立的に継続し、福井県さらには我が国の保健・医療・福祉活動に貢献できる人材を育成する。

1 アドミッションポリシー（入学者受入方針）

博士後期課程では、健康生活科学の学修に関する関心や意欲のある人の入学を求める。

○アドミッションポリシー

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 社会の Well-being を向上し、地域の保健・医療・福祉活動に貢献したい人② 実践現場の課題対策に使命感をもち、論理的に探究し研究成果を社会実装に繋げたい人③ 専門的知識と実践力の向上と変革に貢献する独創的な研究に取り組む意欲のある人 |
|--|

2 入学定員

博士後期課程の入学定員は3名とする。

3 出願資格

次のいずれかに該当する者とする。

- ① 修士の学位（令和5年3月31日までに該当する見込みの者を含む）又は専門職学位を有する者。
- ② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者または令和5年3月31日までに該当する見込みの者。
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者または令和5年3月31日までに該当する見込みの者。
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者または令和5年3月31日までに該当する見込みの者。
- ⑤ 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者または令和5年3月31日までに該当する見込みの者。
- ⑥ 外国の学校、④の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16

条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者または令和5年3月31日までに該当する見込みの者と同等以上の学力があると認められた者。

⑦ 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）。

⑧ 本大学院研究科において、出願資格審査により修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、令和5年3月31日までに24歳に達している者。

4 入学者選抜

入学選抜にあたって、受験生には出願前に自身が希望する専門分野の教員に研究計画、出願資格の有無、実務経験などについて十分な相談を行う機会を設ける。まず、募集要項の中に、教員紹介、事前相談の様式を別添する。受験生が、希望教員名、研究テーマ、方法、これまでの研究経歴などを記入して申し込む。

選抜方法は、本課程の教育を受けるに相応しい能力と適正を備えた人材であるかを判断するために、筆記の学力試験（英語）と研究計画書に基づくプレゼンテーション、口頭試問を含む面接を実施する。面接では、研究指導教員1名と研究指導教員と同領域の教員1名と他分野1名の計3名の教員配置とする。

また、出願書類として志望理由書、研究計画書を提出させ、学力試験、プレゼンテーションの結果と面接内容、出願書類を総合的に評価し選抜する。

5 社会人の受入れ方策の説明

本大学院修士課程入学選抜制度において、平成22年度以降、受験者全員が社会人として志願している。また、入学者の約9割は長期履修制度を活用し、職と学業を両立させている。修士課程修了生の約9割が県内の保健医療福祉機関や教育機関に就業し、県民の健康の増進に寄与する研究成果を産出するとともに、実践・教育の質向上に向けた活動のリーダー的存在として地域で活躍し貢献している。さらに、「健康生活科学研究科」の準備段階で行ったニーズ調査においても、県内外の大学・大学院教員、保健医療福祉従事者や教育者及び看護福祉学研究科修了生から、保健医療福祉をめぐる環境の変化に対応するために、将来、本研究科博士後期課程に進学し、実践・教育に必要な高度な知識・技術・態度を身につけたいという強い要望があった（参考資料：⑨「ニーズ調査の方法と結果」）。本学大学院博士後期課程は修士課程の学生と同様に社会人入学希望者が多いことが想定される。そのため、修士課程で導入している長期履修制度を博士後期課程においても実施し、より良い学習環境を整える必要がある。既に社会で活躍している人々が、より高いレベルの専門知識や技術を修得し、その成果を現場に還元することは、本大学院研究科の重要な役割であり、職業を継続しながら学習できる教育環境を提供する必要がある。

なお、社会人とは、入学時に保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁または企業において専門的な実務経験を有し、「3 出願資格」のいずれかに該当する者をいう。社会人が働きながら修学できる時間帯の昼夜開講制、学生のニーズに対応し土曜日、日曜日及び祝日にも授業を開講する時間割とする。また、ICTの積極的利用により、学生が遠隔でも修学できるようし、通学時間の節約と健康管理に配慮する。

第9 大学院設置基準第14条による教育方法の特例の実施

1 目的

本研究科は、「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」及び「長期履修制度」を導入し、社会人が就業を継続しながら大学院において学修するための教育的な配慮を行う。

本研究科の目的は、人口減少・超少子高齢社会、健康生活格差による様々な健康課題や生活課題に対して、「社会全体のWell-being（健康と幸福）の向上」を目指して、研究を自律的に継続し、質の高い健康生活を提供するために学術的基盤に基づき、教育・研究・管理機能を発揮できる人材を養成することである。本学大学院修士課程の学生のほとんどは職業を有する社会人であり、博士後期課程も同様に社会人入学希望者が多いことが想定される。そのため、修士課程で導入している上記を博士課程においても実施し、より良い学習環境を整える必要がある。加えて、社会人がキャリアを中断することなく就学できれば、既に活躍している人々が、より高いレベルの専門知識や技術を修得し、その成果を即時現場に還元することが可能となる。また、博士課程終了後には、在学中に獲得した能力を発揮し、教育・研究活動を推進することを通し、様々な地域で生活する人々の生涯にわたる社会全体のWell-beingの向上に貢献できる。

2 修業年限

本研究科博士課程の修業年限は、3年間の基本とする。「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」及び「長期履修制度」の導入により、社会人学生は希望に応じて最大限6年間（休学期間は3年まで）まで計画的に履修することを可能とする。

長期履修制度による修業年限を決定する際には、社会人学生が現在就業している施設の就労状況を考慮した上で、研究指導教員を中心に指導体制を工夫し、無理のない履修計画を立てられるように配慮する。

3 教育・研究方法

(1) 履修方法・授業の実施方法

本研究科博士課程を修了するためには、16単位以上を修得する必要がある。社会人学生へ便宜を図るため、特例措置の授業時間の第6限（18時10分から19時40分）、第7限目（19時50分から21時20分）を設けるとともに、特別な事情がある場合は、学生の休業日に授業または研究指導を行う。入学定員は3名であり、時間割作成ならびに履修指導上の調整において大きな困難はないと考える。

(2) 研究指導の方法

研究指導教員と研究指導補助教員は、「5. 履修指導。研究指導の方法及び修了要件」に前述した方法に準じて、研究指導を行う。直接あるいは情報ネットワーク等を活用し、学生との情報交換を密に行う。ゼミナールや個別指導は、学生と教員の間で相談・調整し、土日祝祭日や夜間開講も含めて柔軟に対応する。また、具体的な研究指導計画を立案し、これに基づき学生が目標達成できるよう指導を展開する。

(3) 施設設備の利用

学生が自己学習や研究活動を行う場所として、常時使用できる院生室を設置し、教育上の便宜を図る。

4 図書館・情報ネットワークの利用確保

(1) 図書館

教育・研究に支障が生じないように、電子ジャーナルの導入を積極的に進め、24時間利用できる体制である。

(2) 情報ネットワーク

大学院生室においても、パソコンを学内LANに接続できる。また、昼夜を問わず休日でも院生室の端末から自由に情報ネットワークを使用できる。

5 教員の負担の程度

研究科委員会は、昼夜開講制に際して十分な教育・研究指導を行えるよう、科目担当教員全員が「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」による授業を実施する。そのため、昼夜開講する授業科目は、教員1名あたり最大2科目とするとともに、開講する曜日及び時間を調整し、教員の負担を軽減する。また、勤務時間が1日8時間を超えないように最大限の調整を図るとともに、授業を持たない曜日を週1日以上設けることにより、教員の研究時間の確保を図る。平日夜間開講及び学生の休業日に授業を担当する教員については、時差出勤や振替休日等の措置を取る。また、大学における教育・研究・運営業務（会議など）において在宅テレワークを積極的に取り入れ、通勤時間の短縮などによる健康維持を図る。

さらに、学部、研究科全体における担当科目数の調整を行い、特定の教員に過剰な負担が生じないように配慮する。なお、入学定員3名に対して専任教員が17名おり、教員の負担が著しく増加する可能性は低い。

第10 管理運営体制

1 目的

本学は、教育及び運営の最高責任者である学長のもとに、教学組織の意思決定機関である教育研究審議会を置いている。教育研究審議会の構成員は、学長、副学長、学生部長、学部長・研究科長、附属図書館長、学術教養センター長、地域経済研究所長、恐竜学研究所長、事務局長である。

教育研究審議会は、「中期目標について知事に対し述べる意見および年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの」「法により知事の認可または承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの」「重要な規程の制定または改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの」「教育課程の編成に関する方針に係る事項」「学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項」「学生の入学、卒業または課程の修了その他学生の在籍に関する方針および学位の授与に関する方針に係る事項」「教員の人事および評価に関する事項」「研究費の配分に関する事項」「教育および研究の状況について自ら行う点検および評価に関する事項」等、本学の教育研究に関する重要事項について審議する。

大学院には大学院委員会を置き、大学院の運営に関する諸事項の審議を行っている。

2 本研究科の組織

本研究科には研究科長を置く。研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

3 健康生活科学研究科教授会

本課程の管理運営は、健康生活科学研究科教授会が管理する。健康生活科学研究科教授会は、研究科長および大学院を担当する専任教員をもって組織する。健康生活科学研究科教授会は、研究科長が招集し主宰する。定例会議は原則として毎月1回開催するが、必要に応じて臨時会議を開催することができる。

ア 組織

健康生活科学研究科教授会は、研究科長及び本研究科の教育を担当する専任教員により組織する。修士課程（看護福祉学研究科 [看護学専攻会議・社会福祉学専攻会議]）と博士後期課程（健康生活科学研究科教授会）で、教員の構成が異なるために別の組織として運営する。

イ 研究科の審議事項は、以下のとおりとする。

- ① 大学院学生の入学、除籍、修了に関する事項
- ② 大学院学生の表彰および懲戒に関する事項
- ③ 大学院の研究科課程に関する事項
- ④ 学位論文審査および学位の授与に関する事項
- ⑤ その他研究科固有の教育・研究等に関する事項

(参考資料：④「教授会構成」(案))

第11 自己点検・評価

1 実施体制・実施方法

2007（平成19）年度の法人化以降、地方独立行政法人法の規定により、6年間を見据えた中期計画を策定し、実施してきた。

また、この中期計画を具体化するため、年度計画として定めた教育研究、業務運営、財務などの取組みや、中期計画の進捗状況については、毎年、自己点検・評価を行うとともに、業務実績報告書として取りまとめ、理事会、経営審議会および教育研究審議会での審議を経て、公立大学法人福井県立大学評価委員会による外部審査を受けている。

なお、評価委員会で意見等が付された事項については、教育研究審議会でその対応方針を協議し、改善への取組みを行っている。

また、学校教育法に基づく第三者認証評価機関（本学は「公益財団法人大学基準協会」）による外部評価を受審することとしており、中期計画の進捗度とも合わせて、本学の状況を総括的に自己点検・評価する機会としている。

2 結果の活用・公表

本学の自己点検・評価結果は、大学のホームページ上に情報公開し、学内・学外からアクセスできるようにしている。

第12 情報の公表

本研究科の諸活動について広く説明する責務を全うし、開かれた大学運営を推進するために、保有する情報の公開を行う。この趣旨に則り、本研究科に関する情報、教員情報、教員の教育・研究活動、地域貢献活動について学外に向けて積極的な情報公開を行う。一般的な情報は、大学ホームページ、大学案内等を通して公開するとともに、個別の要請に対応し情報を提供する。

本研究科の諸活動について広く説明する責務を全うし、開かれた大学運営を推進するために、保有する情報の公開を行う。この趣旨に則り、本研究科に関する情報、教員情報、教員の教育・研究活動、地域貢献活動について学外に向けて積極的な情報公開を行う。一般的な情報は、大学ホームページ、大学案内等を通して公開するとともに、個別の要請に対応し情報を提供する。

1 情報提供の方法

以下の(1)～(10)の各項目について、以下のとおり、大学のホームページにおいて公表している。博士後期課程に関する情報についても、追加・整備し、各種情報を積極的に発信する。

2 情報提供の内容

大学ホームページ (<https://www.fpu.ac.jp/>)

- ① 教育研究上の目的に関することは、以下のURLに公表している。

<https://www.fpu.ac.jp/about/goal.html>

- ② 教育研究上の基本組織に関することは、以下のURLに公表している。

<https://www.fpu.ac.jp/about/organizational.html>

- ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することは、以下のURLに公表している。

<https://www.fpu.ac.jp/about/staff.html>

https://www.fpu.ac.jp/faculty_members/index.html

- ④ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関することは、以下のURLに公表している。

<https://www.fpu.ac.jp/admission/d152476.html>

https://www.fpu.ac.jp/career/students/job_results.html

- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することは、以下のURLに公表して

いる。

<https://www.fpu.ac.jp/about/disclosure.html>

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することは、以下のURLに公表している。

<https://www.fpu.ac.jp/about/classes.html>

<https://www.fpu.ac.jp/about/graduate.html>

- ⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関することは、以下のURLに公表している。

https://www.fpu.ac.jp/campus_life/prospective_students/campus_map.html

https://www.fpu.ac.jp/campus_life/prospective_students/clubs.html

- ⑧ 授業料，入学科その他の大学が徴収する費用に関することは、以下のURLに公表している。

https://www.fpu.ac.jp/campus_life/students/tuition.html

https://www.fpu.ac.jp/campus_life/prospective_students/tuition.html

- ⑨ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することは、以下のURLに公表している。

https://www.fpu.ac.jp/campus_life/index.html

https://www.fpu.ac.jp/career_center/career_center/use.html

- ⑩ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認証評価の結果等）

<https://www.fpu.ac.jp/about/goal.html>

<https://www.fpu.ac.jp/about/d152308.html>

第13 教育内容等の改善のための組織的研修等

1 本方針

本学ではFD (Faculty Development) 委員会を設け、教員の教育研究活動の質的向上を図るため、年数回程度の全学的な研修会を実施している。

また、各学部、研究科においても学部等の特性を生かしたFD活動やランチョンミーティングなど特色ある活動を行っている。

2 具体的な取り組み

本学のFD活動は、これまで個々の教員の授業改善や教育研究力の向上を図ってきた。授業改善は「学生に対する授業アンケート」を中心に行われ、学生の学びの実態把握などにより実施してきた。その結果は、毎年度の「FD活動報告書」の中に収められている。FD活動の進展は教育環境や組織制度の改善・改革を志向するようになり、GPA (Grade Point Average)制度やCAP制の導入・実施に結びついており、こうした取り組みは法人評価委員会でも高く評価されている。

(参考資料：④「福井県立大学教育研究委員会FD部会要領」)

(1) 期間の定めのある教員の雇用

平成22年度の公立大学法人化以降、本学ではこれまでの必要に応じ期間を定めた教員の雇用を行ってきた。博士後期課程の設置及びその後の運営にあたって、その時々状況に応じて定年延長などの必要な対応をとることとしている。

(参考資料：②「公立大学法人福井県立大学特命教員設置規程」、③「福井県立大学特任教授設置規程」)

(2) 学生による授業評価

授業評価は、教員が講義の質的向上を目指すために実施すると同時に、学生にとっても、授業に取り組む姿勢を自己評価することで、真摯に学問と向き合うことに役立っている。評価では、授業に関する総合的な満足度のほか、各学生はシラバスに記載された到達目標の達成度や、達成度が低い場合にはその理由もマークし、自らの学習活動についての振り返りを行う。当該授業から受けた知的刺激の程度については5段階で評価し、授業の改善点や教室設備・授業環境については要望を自由に記載することが可能である。

学生による授業評価をもとに科目担当教員は、振り返りと次回に向けた改善点を検討し学部長、研究科長に提出、学部長、研究科長は年度ごとにその総括を行い各教員にフィードバックしている。

(参考資料：④「福井県立大学教育研究委員会FD部会要領」)

3 教員による自己評価

教育研究活動の改善に向けては、各教員が自己評価を行うことが重要である。本学では、教員の教育研究活動の向上に向け、各教員が前年度の自己の教育研究活動について自己評価を行い、その結果を学部長(研究科長)に提出して第1次評価を受け、さらにその結果をもとに、理事長(学長)が最終評価者として評価を行う「教員業績評価」を実施している。最終評価の結果は各教員にフィードバックされ、各教員はその結果を教育研究活動に活かしている。

4 教員の倫理の保持

本学教職員の職務に係る倫理の保持に関しては、職務の公正さに対する社会からの疑念や不信を招くような行為の防止を図り、本学の業務に対する社会からの信頼を確保するため、「公立大学法人福井県立大学教職員倫理規範」で倫理行動基準を定めるなど必要な対応を行っている。

また、科学研究費補助金等の公的な競争資金等のもとより、学内の研究費についても、その執行上の不正が研究活動全体に及ぼすとともに、本学の社会的信用を失墜させる重大な問題であることに鑑み、「福井県立大学における研究活動上の不正防止等に関する規程」を定め、適正な研究活動に資するとともに不正の防止等に努めている。

(参考資料:⑤「公立大学法人福井県立大学職員就業規則」、②⑥「公立大学法人福井県立大学研究倫理規範」)